

平成 19 年 第 1 回 定例会  
群馬県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会 会議録

会 期

平成 19 年 8 月 28 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出欠席議員氏名	2
説明の為出席した者	2
職務の為出席した広域連合事務局職員	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	4
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	4
日程第4 副議長の選挙	4
副議長あいさつ	5
日程第5 同意第7号 監査委員の選任について	5
提案理由の説明 松浦広域連合長	5
日程第6 承認第3号 平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第1号)の専決処分について	6
提案理由の説明 松浦広域連合長	6
提案理由の詳細説明 高野事務局長	7
日程第7 承認第4号 群馬県市町村総合事務組合に加入することの専決処分 について	
日程第8 承認第5号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条 例の制定についての専決処分について の一括上程	8
提案理由の説明 高野事務局長	8
日程第9 認定第1号 平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計 歳入歳出決算の認定について	9
提案理由の説明 松浦広域連合長	9

提案理由の詳細説明	高野事務局長	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第10	議案第11号	群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部 を改正する条例について	
日程第11	議案第12号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	
日程第12	議案第13号	群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	の一括上程 ・・・・・・・・ 11
提案理由の説明	高野事務局長	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第13	議案第14号	群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定に ついて	・・・・・・・・ 12
提案理由の説明	高野事務局長	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
日程第14	議案第15号	平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般 会計補正予算(第2号)	・・・・・・・・ 14
提案理由の説明	高野事務局長	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
閉会	・・・・・・・・・・・・・・・・		15
会議録署名議員	・・・・・・・・・・・・・・・・		16
参考資料			
	議案等審議結果一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	17

## 平成19年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成19年8月28日（火曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階大会議室

### ◎議事日程 第1号

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 同意第 7号 監査委員の選任について
- 第 6 承認第 3号 平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 第 7 承認第 4号 群馬県市町村総合事務組合に加入することの専決処分について
- 第 8 承認第 5号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分について
- 第 9 認定第 1号 平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第12号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第13号 群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第14号 群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 第14 議案第15号 平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

◎出席議員（19名）

1番	宮田和夫	2番	真下三起也
3番	丸山和久	4番	北村久瑩
5番	佐藤光好	6番	大和溥
7番	山田隆史	8番	山崎義朗
9番	井野口勝則	10番	高橋敬
11番	隅田川徳一	12番	高橋總一郎
13番	上原和明	14番	藤生英喜
15番	石川眞男	16番	黒澤功
17番	山田光次	18番	砂山芳夫
19番	川島洋		

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者

広域連合長	松浦幸雄	副広域連合長	針ヶ谷照夫
監査委員	藤井正彦	事務局長	高野泰孝
事務局次長	土屋秀夫	総務課長	設楽修一
資格給付課長	岩佐信一	会計課長	青木哲

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記	林昌宏	議会書記	浦野英登
主幹	阿佐美忍	主幹	福井保次郎
主幹	信澤和秀	主幹	橋本頼孝
主幹	笠原貴洋	主任	小川純一
主任	小林哲彦	主任	品田英俊
主任	吉井光久	主任	諏訪友二郎

---

◎開 会

午後 2 時 8 分

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今の出席議員は 19 名で定足数に達しております。

これより平成 19 年第 1 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、第 1 号でお手元に配付したとおりであります。

---

◎開 議

○ 議長（宮田和夫君）

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（宮田和夫君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（浦野英登君）

3 月の第 1 回臨時会以降の諸報告を申し上げます。

初めに、広域連合議員の異動について申し上げます。お手元の議員任期を御覧ください。

辞職に伴う議員の異動についてですが、伊勢崎市議会の金井議員が 5 月 18 日に辞職され、新たに大和議員が当選された旨の報告がありました。また、17 選挙区の大泉町議会の村山議員が 4 月 19 日に辞職され、川島議員が当選された旨の報告がありました。

任期満了に伴う議員の異動についてですが、市議会関係では、新たに高崎市議会の丸山議員、北村議員、桐生市議会の佐藤議員、太田市議会の山田議員、沼田市議会の山崎議員、藤岡市議会の隅田川議員、富岡市議会の高橋議員、安中市議会の上原議員、みどり市議会の藤生議員が、それぞれ当選された旨の報告がありました。

また、町村議会関係では、13 選挙区で玉村町議会の石川議員、14 選挙区で吉井町議会の黒澤議員、15 選挙区で高山村議会の山田議員、16 選挙区で川場村議会の砂山議員が、それぞれ当選された旨の報告がありました。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長等執行部のほか、藤井監査

委員の出席を求めていますので御了承ください。以上でございます。

---

#### ◎議席の指定

○ 議長（宮田和夫君）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議員の議席については、ただ今御着席の議席を指定いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮田和夫君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番北村議員、5番佐藤議員、以上2名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○ 議長（宮田和夫君）

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決まりました。

---

#### ◎副議長の選挙

○ 議長（宮田和夫君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決まりました。

副議長に石川眞男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました石川眞男議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました石川眞男議員が副議長に当選されました。

ただ今当選されました石川眞男議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の規定により、当選の告知をいたします。

ただ今副議長に当選されました石川眞男議員からあいさつがあります。自席でどうぞ。

#### ◎副 議 長 あ い さ つ

〔副議長 自席より〕

○ 副議長（石川眞男君）

ただ今副議長に推挙いただきました石川眞男でございます。

身に余る光栄であるとともに責任の重大さを感じております。宮田議長の補佐役として、議会の円滑な運営に努力する所存でございます。

皆様の暖かい御支援、御鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではありますが就任のあいさつとさせていただきます。

〔拍 手〕

---

#### ◎監査委員の選任

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第5、同意第7号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により丸山議員の退席を求めます。

〔丸山議員退席〕

○ 議長（宮田和夫君）

提出者から、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第7号「監査委員の選任について」御説明申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合議員のうちから選任をされた監査委員、松本基志議員の任期満了に伴い、議会選出の監査委員がただ今不在となっております。

広域連合規約第16条の規定に基づきまして、広域連合議員のうちから選任するものとして丸山和久議員を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

質疑なしということでございます。ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより同意第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決定いたしました。

丸山議員の入場を許可いたします。

〔丸山和久議員入場〕

---

#### ◎専決処分の承認について

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第6、承認第3号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程をされました承認第3号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書、2ページを御覧いただきたいと思います。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をさせていただきました補正予算でございます。同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

詳細につきましては事務局から説明をさせますが、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

承認第3号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」、御説明申し上げます。

お手元の議案書、6ページ及び7ページを御覧ください。補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額3億5,924万5千円にそれぞれ1億3,513万1千円を追加し、4億9,437万6千円とするものでございます。

それでは10ページを御覧ください。歳入でございますが、1款「分担金及び負担金」は、構成市町村からの負担金で、1億3,513万1千円を追加するものでございます。

続きまして12ページを御覧ください。歳出でございますが、2款「総務費」は、広域連合電算処理システムの構築に係る契約額の確定に伴い、1億3,513万1千円を追加するものでございます。

この予算の補正につきましては、システム構築の契約が急を要したことから、19年5月31日付けで専決処分をさせていただきました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第7、承認第4号「群馬県市町村総合事務組合に加入することの専決処分について」及び日程第8、承認第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分について」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

ただ今上程されました承認第4号「群馬県市町村総合事務組合に加入することの専決処分について」及び承認第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分について」の2つの承認案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、承認第4号についてでございますが、お手元の議案書14ページを御覧ください。これは議会の議員、その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、群馬県市町村総合事務組合に加入するというものでございます。

共同処理をする理由といたしましては、公務災害の事務は多岐にわたり専門的知識が必要とされることから、その内部管理業務に充てる職員を少なくするために共同処理が必要であるということによるものでございます。

また、共同処理開始が7月1日であるのは、群馬県市町村総合事務組合の構成団体に、規約変更の議決を6月定例議会に依頼することが前提にありまして、議決後最も早い時期に加入する必要があったことによるものでございます。

次に、承認第5号についてですが、議案書25ページを御覧ください。これは承認第4号の専決処分に伴い、不要となった条例を廃止する条例を専決処分したものでございます。

廃止する条例の施行期日につきましては、空白期間なく公務災害の事務を行うため、共同処理開始日と同日の7月1日といたしております。

以上、御説明申し上げました2件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただいた案件でございます。同条第3項の規定によりまして御報告し、御承認をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これより上程中の承認案件2件に対する質疑に入ります。発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより上程中の承認２件に対する討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより、承認第４号及び承認第５号の２案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎平成１８年度一般会計歳入歳出決算の認定

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第９、認定第１号「平成１８年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程をされました認定第１号「平成１８年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を御認定いただくにあたりまして、決算の大要を御説明申し上げ、御審議の参考にしていただきたいと思います。

平成１８年度決算の主なものといたしましては、２月１９日の広域連合設立後、広域連合長、副広域連合長、そして広域連合議会の議員選出を行い、３月２７日に初めての議会を開催いたしました。それらに要した経費と、平成２０年４月からの制度施行に向け、事務所の移転作業等、円滑な制度実施を図るための環境整備を行ってきた経費が主なものでございます。

それでは、決算書の２ページ及び３ページを御覧いただきたいと思います。

平成１８年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は４，７３９万５，６７５円でございます。

次に、４ページ及び５ページを御覧ください。歳出総額は４，３３８万４，９１２円でございます。この結果、歳入歳出差引残額４０１万７６３円が翌年度へ繰り越しとなるものでございます。

なお、決算の詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、

御認定賜りますようお願いをいたします。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

「平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について、御説明申し上げます。

お手元の決算書の8ページからの事項別明細書を御覧ください。まず歳入でございます。

1款「分担金及び負担金」の決算額は9ページの収入済額の欄のとおり、886万4,396円でございます。その主なものは、事務室の改修工事や備品購入費等の広域連合設立に必要な経費に対する国からの補助金でございます。

次に、2款「諸収入」は3,853万1,279円でございます。その主なものは、2項「雑入」で、広域連合設立準備委員会の解散に伴い、準備委員会より引き継いだ執行残でございます。以上で歳入に関する説明を終わります。

引き続き、歳出について御説明申し上げます。10ページを御覧ください。

まず、1款「議会費」の支出済額16万1,080円は議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。

次に、2款「総務費」の支出済額は4,322万3,832円でございます。

その主な内容は、事務局職員の人件費に係る負担金と、事務所移転に伴います、机、椅子等の庁用備品、電話機等の機械器具備品の購入費でございます。

3款「予備費」につきましては、支出がございませんでした。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより、認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（宮田和夫君）

起立全員であります。よって、認定第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 条例等及び補正予算の上程

○ 議長（宮田和夫君）

次に、日程第 10、議案第 11 号「群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部を改正する条例について」から日程第 12、議案第 13 号「群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

ただ今上程となりました、議案第 11 号「群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部を改正する条例について」、議案第 12 号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 13 号「群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の 3 議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書 28 ページ、議案第 11 号「群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部を改正する条例について」でございます。条例関係とあります別冊説明資料の 2 ページ、3 ページを御覧ください。

これは、第 2 条第 2 項中、公示する掲示場について関係市町村の掲示場を削り、広域連合事務所前掲示場のみと改めるものです。

主な理由としましては、公示文書に係る事務量、郵送料等の経費、コスト面を考慮したものでございまして、今後はホームページを整備いたしましたので、ホームページを有効活用し、周知を図ることといたします。施行期日は公布の日から施行することといたします。

次に、議案書 29 ページ、議案第 12 号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料の 4 ページ、5 ページを御覧ください。これは、報酬及び費用弁償の支給について、より明確に分かり易くするために改めるものです。

改正の主な内容につきましては、任期満了等で職を離れる場合の報酬は、実際就任していた日数を日割によって支給することを明確に定め、また公用車により職務に従事したときは、交通費を支給しないとただし書を加えるものです。施行期日は公布の

日から施行することといたします。

次に、議案書 30 ページ、議案第 13 号「群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料の 6 ページ、7 ページを御覧ください。これは、費用弁償の支給について、より明確に分かり易くするために改めるものです。

改正の主な内容につきましては、公用車により職務に従事したときは、交通費を支給しないとただし書を加えるものです。施行期日は公布の日から施行することといたします。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これより上程中の議案 3 件に対する質疑に入ります。発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

ないようですので、質疑を終わります。これより上程中の議案 3 件に対する討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより、議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（宮田和夫君）

起立全員であります。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号及び議案第 13 号の 2 案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（宮田和夫君）

起立全員であります。よって、議案第 12 号及び議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 14 号「群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

ただ今上程されました議案第 14 号「群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画の策

定について」、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書33ページを御覧ください。これは、地方自治法第291条の7第1項に広域連合設立後速やかに、議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならないと規定されております。この規定に基づき今回、広域計画を作成するものです。

広域計画は、広域連合の目標を明確にし、広域的な施策や行政需要に適切に対応しようとするものでございます。また、広域連合を構成する市町村との連携が必要であることから、計画策定にあたっては、市町村の意見を聴き、準備を進めて参りました。

議案書34ページを御覧ください。広域計画の内容につきましては、目次にご覧いただけますように、広域計画の趣旨、広域計画の項目、経緯、基本方針、基本施策、計画期間、事務事業計画の7点から構成されております。

次に、内容の御説明を申し上げます。議案書35ページを御覧ください。

1の広域計画の趣旨といたしまして、広域連合と市町村が処理する事項について、定めることとしております。

2の広域計画の項目は、広域連合規約第5条の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関する事、並びに広域計画の期間及び改定に関する事としております。

4の基本方針は、広域連合と市町村とが相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な事業の実施と効率的かつ安定的な事業執行を目標としております。

議案書36ページを御覧ください。5の基本施策といたしまして、後期高齢者医療制度の普及啓発と給付の適正化、事務の効率化、財政の安定化、住民サービスの向上の4つの施策を推進することとしております。

6の計画の期間といたしましては、当初は平成19年度の準備期間を含めて、平成24年度までの6年間とし、その後は5年単位とすることとしています。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うこととしております。

7の事務事業計画といたしましては、平成19年度は、平成20年4月の制度施行に向けた準備事務を広域連合及び市町村において行うこととしています。平成20年度以降につきましては、議案書37ページの別表に記載のとおり、被保険者の資格管理に関する事務におきましては、広域連合が資格情報の管理、被保険者の認定等を行い、市町村は、資格管理に関する申請及び届出の受付等を行うこととしています。医療給付に関する事務におきましては、広域連合が現物給付及び償還払いの審査、支払い等を行い、市町村は、医療給付に係る申請及び届出の受付等を行うこととしています。保険料の賦課徴収に関する事務におきましては、広域連合が保険料率の決定、保険料の賦課、減免を行い、市町村は、保険料の徴収を行うとともに、保険料の減免等

の申請受付を行うこととしています。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（宮田和夫君）

起立全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第15号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

ただ今上程されました議案第15号「平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書の40ページ及び41ページを御覧ください。平成19年度歳入歳出予算の総額4億9,437万6千円に、歳入歳出それぞれ77万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億9,515万2千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書により御説明申し上げます。44ページ、45ページを御覧ください。まず、歳入でございます。

1款「分担金及び負担金」は市町村負担金で、今回の補正に係る予算総額の変更に伴い、調整として、293万4千円の減額になるものでございます。

3款「繰越金」は平成18年度決算によるもので、371万円の追加でございます。

46ページ及び47ページを御覧ください。歳出につきましては、主なものを御説明申し上げます。

まず、2款「総務管理費」1項「総務管理費」の1目「一般管理費」でございます

が、広域連合電算処理システムの使用回線を見直したことによる委託料、使用料及び賃借料の減、公用車の購入に伴う備品購入費の追加等を行うものでございます。

2目「企画費」は後期高齢者医療制度の広報資料として、リーフレット、ポスターを作成するための経費を追加するものでございます。

48ページ、49ページを御覧ください。3目「会計管理費」は、図書購入費をその性質によりまして、消耗品費に組み替えるものでございます。

5目「諸費」は広域連合の市町村との会議等の回数の増加を見込みまして、会議用の会場の借り上げに係る経費を追加するものでございます。

2款「選挙費」は、これも図書等購入費をその性質によりまして、消耗品費に組み替えるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（宮田和夫君）

起立全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会に上程されました案件は全て終了いたしました。

---

◎閉 会

○ 議長（宮田和夫君）

これを持ちまして、平成19年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合定例会を閉会いたします。御苦労様でございました。

午後2時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年 8月28日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 宮 田 和 夫

議 員 北 村 久 瑩

議 員 佐 藤 光 好

## 参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成19年8月28日（火） 1日間】

事件番号	件名	審議結果
選挙	副議長の選挙	指名推選 当選人 石川 眞男
同意 第7号	監査委員の選任について	原案同意 丸山 和久
承認 第3号	平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について	原案承認
承認 第4号	群馬県市町村総合事務組合に加入することの専決処分について	原案承認
承認 第5号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定についての専決処分について	原案承認
認定 第1号	平成18年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案 第11号	群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第12号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第13号	群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第14号	群馬県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について	原案可決
議案 第15号	平成19年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決